

新 な ご や

人 権 施 策

推 進 プ ラ ン

（改訂版）

名 古 屋 市

目 次

頁

第1章 改定にあたって

1 目 的	1
2 計画期間	1
・ 公告『『人間性豊かなまち・名古屋』をめざして』	1
3 人権施策の推進体制と進行管理	
（1）名古屋市人権施策推進会議	2
（2）推進のための行政組織	2
（3）関係機関との連携	2
（4）個別計画との連携	2
（5）進行管理	2
4 背景と現状	
（1）国際的な動きと日本の対応	3
（2）国内の法整備	4
（3）本市の取り組み	4

第2章 計画の推進

1 基本理念	6
2 基本的な視点	
（1）一人ひとりが大切にされるまちづくり	6
（2）互いの個性を認めあい支えあうまちづくり	6
（3）市民の参画と協働によるまちづくり	6
3 市の基本姿勢	
（1）人を大切にする施策の推進	6
（2）市民が主体となる施策の推進	7
（3）総合的な施策の推進	7

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発 —あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進—	8
2 人権尊重のまちづくり —誰もが安心して安全な生活の営めるまちをめざして—	9
3 人権に関する相談・支援 —早期解決のための相談・支援を充実—	10

第4章 分野別施策の推進

1 女 性 — 男女共同参画社会の実現に向けて —	11
2 子ども — 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて —	13
3 高齢者 — 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて —	15
4 障害者 — 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて —	17
5 同和問題 — 同和問題の早期解決に向けて —	19
6 外国人 — 外国人市民が日本人市民と共に暮らしやすいまちをめざして —	21
7 さまざまな人権分野 — さまざまな差別・偏見の解消に向けて —	23
ア 自殺者・自死遺族等	23
イ ホームレスの人	23
ウ HIV感染者・ハンセン病患者等	24
エ 犯罪被害者等	24
オ 刑を終えて出所した人	25
カ 婚外子	25
キ 性同一性障害等の性的少数者	25
ク アイヌの人々	25
ケ 北朝鮮拉致被害者等	25
コ 人権にかかわるさまざまな問題	26
・ プライバシーの保護	26
・ インターネットによる人権侵害	26
・ 公正な採用選考	26

資 料 編

日本国憲法（抄）	28
世界人権宣言	31
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）	35
名古屋市人権施策推進会議規程	36
名古屋市における人権分野別個別計画一覧	39
国連で採択された主な人権関係諸条約	40
人権に関する略年表	43
平成 25 年度市政アンケート調査結果（概要）	49

第1章

改定にあたって

1. 目 的

2. 計画期間

3. 人権施策の推進体制と進行管理

4. 背景と現状

第1章 改定にあたって

1 目 的

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

お互いに人権の意義やその尊重と共存の重要性について、理性と感性の両面から理解と認識を深めるとともに、権利の行使に伴う責任をそれぞれ自覚しあい、尊重しあう関係が確立されていく中で人権尊重社会が実現していきます。

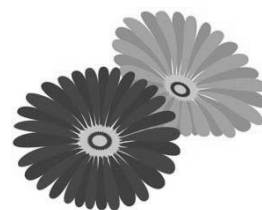
本市では、昭和 52 年に「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げました。これは、「個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」というもので、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしたものです。

「新なごや人権施策推進プラン」（以下、「プラン」という。）は、名古屋市基本構想のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として平成 23 年 3 月に策定され、今般、必要な見直しを行うものです。

2 計画期間

計画期間は、平成 22 年度から平成 31 年度とします。

ただし、必要に応じて見直すこととします。



公 告

『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』を次のように宣言する。 平成10年5月1日 名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言ふべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

3 人権施策の推進体制と進行管理

(1) 名古屋市人権施策推進会議

本市における人権に関する諸施策の連絡調整および総合的な推進をはかり「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するために「名古屋市人権施策推進会議」（以下、「人権施策推進会議」という。）（※）を設置しています。

人権施策推進会議では人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

また、人権施策推進会議に幹事会をおき、人権に関する諸施策の協議、調整および実施の推進、情報収集など人権施策推進会議の事務を補佐しています。

（※資料編「名古屋市人権施策推進会議規程」参照）

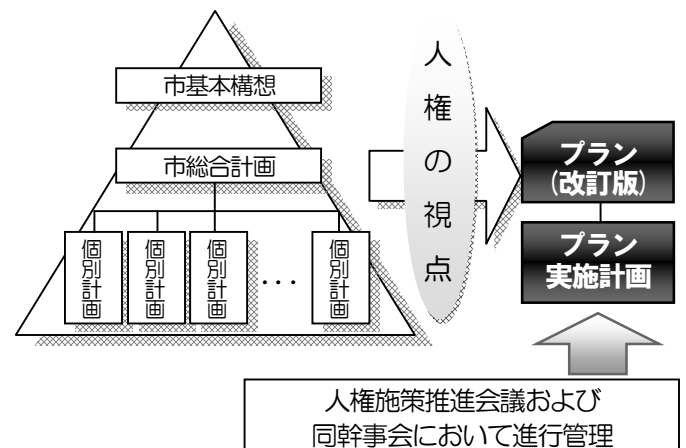
(2) 推進のための行政組織

プランに基づく分野別人権施策の実施については、個々の施策や事業を所管する局区等での対応を基本として全庁的に推進するものとし、人権施策の推進に係る総合的企画および調査研究、総合調整に関することは、市民経済局人権施策推進室が行います。

また、プランに掲げる分野別施策の所管課の担当課長を構成員とする「人権施策担当課長連絡会議」を設置して、各分野の課題解決や人権啓発等関係施策や事業に関する連絡調整および情報交換を実施しています。

(3) 関係機関との連携

人権啓発をはじめとする人権施策が広範な取り組みとして展開されるよう、国および愛知県をはじめ、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会（名古屋法務局、愛知県、名古屋市、愛知県人権擁護委員連合会、名古屋人権擁護委員協議会のほか、愛知県および名古屋市社会福祉協議会をはじめとする公益法人等により構成）など関係機関とも緊密な連携・協力をはかります。



(4) 個別計画との連携

プランの実施にあたっては、各所管部局において分野ごとに策定された個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。（※）

（※資料編「名古屋市における人権分野別個別計画一覧」参照）

(5) 進行管理

プランに掲げた施策内容については、別途、実施計画を策定して人権施策推進会議および同幹事会において定期的に点検し、取り組み状況を把握することで、適切な進行管理を行っていきます。

また、人権に関わる問題は常にそのときの社会事象をふまえた対応をはかることが重要であることから、市民意識調査などを定期的を実施して、人権啓発をはじめとする人権施策や事業への課題や効

果等について適宜把握し、人権施策や事業への反映につとめていきます。

4 背景と現状

(1) 国際的な動きと日本の対応

20 世紀は、二度にわたって世界大戦が起こり、人権侵害、人権抑圧は、これまでにない不幸を人々にもたらしました。

このような歴史への反省と平和への願いから、国際連合（以下、「国連」という。）は、昭和 23 年の第 3 回総会において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文から）とする「世界人権宣言」が採択されました。

昭和 25 年の第 5 回国連総会では、この「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を「人権デー」として定めるとともに、すべての加盟国に対して、これを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

その後、国連では「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、A 規約）や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、B 規約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下、「人種差別撤廃条約」という。）をはじめとする人権に関する多くの国際規約や条約などが採択され、わが国も「人種差別撤廃条約」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）、「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）など、人権に関わる 14 の条約を締結しています。（※）

また、国際児童年（昭和 54 年）や国際障害者年（昭和 56 年）、国際高齢者年（平成 11 年）など、国際年の取り組みなどを通じて、各国に人権が尊重される社会の実現を働きかけてきました。

さらに、平成 6 年の国連総会において、平成 7 年から平成 16 年を「人権教育のための国連 10 年」と定め、「人権教育のための国連 10 年行動計画」に基づき、各国において人権教育への取り組みがすすめられました。

平成 16 年、さらにその取り組みをすすめるための「人権教育のための世界計画」が国連総会において決議されました。

平成 17 年、国連事務総長報告書の中で、国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性をふまえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え、いわゆる「人権の主流化」の考え方が提唱されました。

平成 18 年の国連総会決議により、国連として人権問題への対処能力を強化するため経済社会理事会の下部組織であった人権委員会にかえて、人権分野の最高機関として新たに人権理事会を設置しました。

わが国も人権理事国の一つとして、人権分野における国際貢献のさらなる推進が期待されています。

（※資料編「国連で採択された主な人権関係諸条約」参照）

(2) 国内の法整備

わが国においては、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱とした「日本国憲法」が昭和 21 年 11 月 3 日に公布され、翌昭和 22 年 5 月 3 日から施行されました。

その後、憲法の基本的人権尊重の精神を受けて、その時々々の社会情勢をふまえながら、さまざまな人権分野に関する国内法整備がはかられてきました。

平成 6 年の国連総会における「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、平成 9 年「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」（以下、「国内行動計画」という。）が策定され、人権課題への取り組みを広範に展開してきました。

平成 9 年には「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律によって設置された人権擁護推進審議会は、平成 8 年の地域改善対策協議会の意見具申や平成 9 年の「国内行動計画」などをふまえて、平成 11 年に、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を取りまとめました。

こうした中で、平成 12 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その基本理念は、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と示され、地方公共団体は、国との連携をはかりつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

また、平成 14 年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年一部変更）が閣議決定されました。国はこの基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

この基本計画で取り上げられているさまざまな人権課題の解決に向けて、その後も多くの法整備がなされ、人権尊重社会実現への条件が整えられてきました。（※）

（※資料編「人権に関する略年表」参照）

(3) 本市の取り組み

本市では、昭和 49 年に同和問題に関する総合窓口として同和対策室（民生局）を設置し、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」、昭和 51 年に「名古屋市同和教育基本方針」を策定し、同和問題の解決を市政の重要な柱として位置づけて、事業に取り組んできました。

昭和 52 年には、「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げ、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしました。

また、平成 8 年には、あらゆる差別の撤廃宣言をするとともに、市民への人権教育をさらに充実することを求める請願「あらゆる差別の撤廃に関する件」が名古屋市会において採択されました。このような動きをふまえ、平成 10 年に、世界人権宣言採択 50 周年に臨み基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力を続けていくことの市長宣言（※）を行いました。

（※1 ページ 公告『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』参照）

平成 12 年に策定された「名古屋新世紀計画 2010」では、あらゆる差別の解消に向けたまちづくりをすすめることを基本理念に掲げ、さらに、部門別計画では新たに「人権と市民サービス」の章を設けて、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置づけました。

平成 13 年に公表した「名古屋新世紀計画 2010 第 1 次実施計画」においては、人権施策推進のための指針の策定に取り組むことを目標に掲げました。

平成 14 年 3 月には、「名古屋新世紀計画 2010」を人権の視点から補完するものとして「なごや人権施策推進プラン」を策定し、「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすことを基本理念として、人権施策の総合的・計画的な推進をはかることとしました。

また、平成 15 年 4 月に、新たに人権施策推進室（市民経済局）を設置し、人権施策の推進に係る総合的企画や総合調整、同和問題の解決に向けた施策の総合調整などをはかってきました。

この間「なごや人権施策推進プラン」に掲げる人権施策の適切な進行管理と実効性の確保を目的として、短期目標を定めた「実施計画」を策定し、施策や事業の進行管理を行ってきました。この進行管理は、人権施策推進会議幹事会において前年度の各施策および事業の進捗状況、当該年度の事業予定を把握することによって行い、事業の総合的・計画的な推進につとめてきました。

このプランは、「なごや人権施策推進プラン」の後継プランとして、人権施策の基本理念と人権に関する重要課題の基本的方向や具体的な取り組みを明らかにするとともに、人権尊重を基本としたまちづくりを総合的・計画的に推進することとしています。

人権関係カレンダー(※)

4月	10～16日 女性週間	10月	1日 国際高齢者デー
	【児童虐待防止推進月間】		【児童虐待防止推進月間】
5月	1～7日 憲法週間（3日 憲法記念日）	11月	12～25日 女性に対する暴力をなくす運動 （25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー）
	5～11日 児童福祉週間（5日 こどもの日）		25日～12月1日 犯罪被害者週間
	15日 国際家族デー		
6月	【男女雇用機会均等月間】	12月	1日 世界エイズデー
	1日 人権擁護委員の日		3～9日 障害者週間 （3日 国際障害者デー、9日 障害者の日）
	15日 世界高齢者虐待啓発デー		4～10日 人権週間（10日 人権デー）
	23～29日 男女共同参画週間		10～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
	6月25日を含む1週間 ハンセン病を正しく理解する週間		
7月	【社会を明るくする運動強調月間】	1月	
8月	【人権強調月間】	2月	
9月	8日 国際識字デー	3月	【自殺対策強化月間】
	10～16日 自殺予防週間 （10日 世界自殺予防デー）		8日 国際女性の日
	15～21日 老人週間（15日 老人の日）		20日 国際幸福デー
			21日 国際人種差別撤廃デー

(※主なもの。紙面の都合上割愛したものもある。)

第2章

計画の推進

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. 市の基本姿勢

第2章 計画の推進

1 基本理念

**市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。**

「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

この「基本理念」を実現するためのまちづくりの方向性を、3つの「基本的な視点」として掲げます。そしてそれらの「基本的な視点」をふまえ、人権施策を推進するにあたっての3つの「市の基本姿勢」を定め、人権施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することができることが重要です。

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 互いの個性を認めあい支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、それぞれの個性や生き方があり、国籍、民族、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの個性や価値観の違いを認めあい、支えあうまちづくりを推進します。

(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

(1) 人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

(3) 総合的な施策の推進

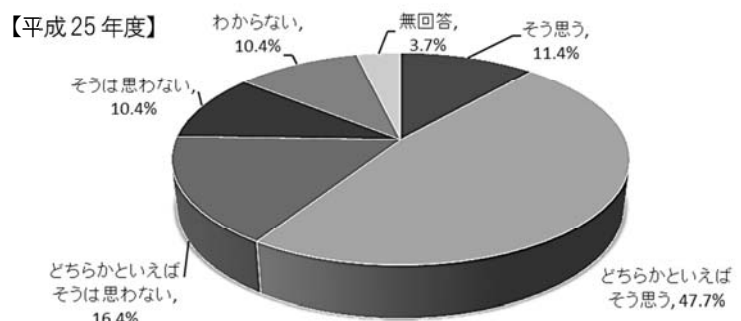
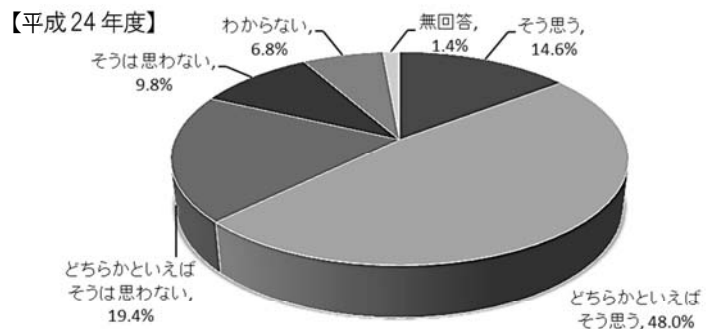
人権に関わる課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。

それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

■ “今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか？”

平成 24 年度と平成 25 年度の市政アンケートにおいて、「今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うか」をたずねたところ、「そう思う」と答えた人は平成 24 年度 14.6%、平成 25 年度 11.4%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は平成 24 年度 48.0%、平成 25 年度 47.7%で、肯定的な意見の人は、あわせて平成 24 年度 62.6%、平成 25 年度 59.1%と 3.5 ポイント減少しています。

一方で、「そうは思わない」と答えた人は平成 24 年度 9.8%、平成 25 年度 10.4%、「どちらかといえばそうは思わない」と答えた人は平成 24 年度 19.4%、平成 25 年度 16.4%で、両年度ともに 30%程度の人是否定的な意見を持っていることがわかりました。



第3章

共通施策の推進

1. 人権に関する教育・啓発
2. 人権尊重のまちづくり
3. 人権に関する相談・支援

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発

－ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －

(1) 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすためには、人権教育・啓発の積極的な推進をはかるとともに、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて行動することが重要です。

平成26年11月に「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が本市で開催されます。「人権」も持続可能な社会づくりを目指すESDの一分野であり、会議開催を契機として人権についての啓発をはかっていく必要があります。



また、人権尊重の理念を理解・体得するために多様な機会や場を提供する人権啓発等の活動拠点について、早期の整備をめざして検討してきましたが、平成26年度に「なごや人権啓発センター」として伏見ライフプラザ内に開設する予定です。市民一人ひとりが人権問題を身近な自らの問題として気づき、学び、行動するための契機を提供するとともに、人権について市民のだれもが、いつでも学べる施設として、特に次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習が可能となるよう催事啓発、情報提供、相談支援等を総合的に推進していくことが求められています。

人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめていくため、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において連携と協力を深め、さまざまな機会と場を通じて、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

本市職員においては、日頃から世の中の動きや市民ニーズの把握につとめ、常に人権尊重の視点に立って日常業務をすすめていく意識が重要であり、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が強く求められています。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
人権教育の推進	学校教育や社会教育などの場において人権教育を推進するとともに、地域や職場における人権研修を支援します。 また、本市職員として人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重と擁護を基本とした職務を遂行するため、職員研修を計画的に実施していきます。
人権啓発の推進	人権啓発に関する施策を総合的・計画的に実施していくため、人権施策推進会議などの庁内連絡体制を通じて全庁的に施策を推進し、さまざまな手法や媒体を活用した人権啓発に取り組むとともに、人権尊重への市民の自主的・主体的な活動を支援していきます。

2 人権尊重のまちづくり

－ 誰もが安心して安全な生活の営めるまちをめざして －

(1) 現状と課題

今日、市民生活は少子・高齢化社会や高度情報通信社会、グローバル化の進展などの社会・経済情勢の変化によって複雑化・多様化しています。

それに伴い、市民のまちづくりに対するニーズも、介護や地域での自立した生活への支援、健康や医療への支援、就労への支援、災害に強いまちづくりや犯罪や交通事故の少ないまちづくりなど、さまざまな分野にわたっています。

これらのニーズに的確に対応し、市民生活の基本となる生命・財産の安全を確保し、市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがいと心の豊かさを感じるまち、誰もが安心して安全な生活を送ることができるまちをめざします。

こうしたまちづくりをすすめる上での基本理念である「人間性の尊重」を実現していくためには、行政のあらゆる分野において、常に人権尊重の視点を持って施策や事業を推進することが重要となります。

また今日、まちづくりは都市基盤などのハード面の整備だけではなく、地域や家庭における人と人のふれあいの希薄化への対応や、心の豊かさやゆとり志向の高まりへの配慮などといったソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
バリアフリーのまちづくり	都市基盤の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人にやさしく、安全で快適な都市空間を創出し、物理的・心理的な障壁（バリア）をなくしたバリアフリーのまちづくりをすすめます。
情報格差のないまちづくり	さまざまな環境で暮らす市民が、情報化社会において等しく必要な情報を受け取り是正していくことができるように、情報格差のないまちづくりをすすめます。
地域で支えあうパートナーシップ、福祉と安全のまちづくり	人権意識が広くいきわたった、共に支えあう地域社会をめざして、市民の参画と協働によるパートナーシップのまちづくり、福祉と安全のまちづくりをすすめます。

3 人権に関する相談・支援

－ 早期解決のための相談・支援を充実 －

(1) 現状と課題

人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまちづくりには、人権教育・啓発と並んで、人権を侵害された人の救済をはかることが重要です。

人権に関する相談は、現に発生している侵害行為から被害者を救済するだけでなく、被害の回復を通じた被害者への支援や人権侵害の発生予防と拡大防止にもつながります。さらに、より本格的な救済手続きへの導入機能や、他の適切な専門機関への紹介機能もあわせ持っています。

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害における相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

本市においては、市政相談や法律相談などのほかに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などを所管する部局において、それぞれ分野ごとの相談・支援体制の充実をはかってきました。

相談内容に応じて、それぞれの分野を所管する部局の連携協力をはかるなど相談機能の充実につとめるとともに、相談窓口における職員の人権感覚の研さんにも一層つとめることにより、人権問題の早期解決に向けた相談と支援に取り組んでいきます。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
相談・支援	個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実をはかるとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携をすすめ、国、愛知県、人権擁護委員など関係機関との連携・協力関係を充実して、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。 また、相談業務に従事する職員に対する研修の充実をはかります。

第 4 章

分野別施策の推進

1. 女 性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障害者
5. 同和問題
6. 外国人
7. さまざまな人権分野

第4章 分野別施策の推進

1 女 性

－ 男女共同参画社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最も重要な課題の一つです。

昭和60年に女子差別撤廃条約が批准され、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定されるとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）が施行されました。これを受け平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定（平成17年「第2次基本計画」、平成22年「第3次基本計画」策定）され、法律や制度面の整備も着実に進んできています。

さらに、平成21年には国際的な動きとして、日本政府に対して国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約の具体的な取り組みについて勧告がなされました。

本市では、平成12年に公表した「名古屋市新世紀計画2010」の個別計画として、また、基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成13年に「男女共同参画プランなごや21」を、また、その後継計画として平成23年に「名古屋市男女平等参画基本計画2015」を策定するなど、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みをすすめてきました。

このプランは平成14年に施行した「男女平等参画推進なごや条例」に掲げる「女性と男性の人権を尊重すること」、「企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること」をはじめとする6つの基本理念にのっとり、「男女の平等」と「男女の参画」の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本的な計画としても位置づけています。

近年の社会・経済情勢の急速な変化に伴ってさまざまな格差が広がっている中で、貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等、さまざまな困難を抱える人々は、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれています。

また、依然として性差による不利益な取り扱いが、職場・地域・家庭などにおいて発生しています。

さらに、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）（※1）やセクシュアル・ハラスメント（※2）などの人権侵害が年々増加しており、被害者の多くは女性であることから男性への意識啓発や被害者への支援が重要となっています。

このような国内外の動きをふまえ、女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう、取り組みの一層の推進に

つとめます。

- ※1 配偶者からの暴力（DV）：配偶者（男性・女性を問わない。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。
- ※2 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。地位などを利用し相手の意思に反して性的に言い寄ったり、性的要求をすること、あるいはその他性的な内容を有する言語もしくは身体に対する行為。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
男女平等参画の総合的な推進	男女が共にその個性を尊重し、能力を発揮できる社会を実現するため、男女平等参画に係る基本計画を着実に推進するとともに、幅広く市民に対して男女平等参画に関する意識改革を促します。
男女の人権の尊重	配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の予防啓発および被害者支援をすすめるとともに、生涯を通じた女性の健康支援やメディアにおける男女の人権尊重に対する働きかけなどをすすめます。
男女平等・男女の自立のための意識改革	男女平等へ向けた啓発および教育・学習を各分野において推進するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みをすすめます。
方針決定過程への女性の参画	あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、本市の審議会や管理職への女性の登用促進、地域社会・企業・教育機関等における役員・管理職などへの登用の働きかけなど、意思決定・政策立案の場への女性の参画をすすめます。
雇用等における男女平等	雇用における男女の労働価値の公平性を確保するための取り組みのほか、女性の職業能力開発・就業支援や、男女が共に働き続けるための子育て・介護支援をすすめます。
家庭・地域における男女の自立と平等参画	男性の家事・育児・介護等への参画促進をはかるとともに、男女が共にさまざまな地域活動に参画できるよう働きかけをすすめます。

■「男女平等参画推進なごや条例」に定める6つの基本理念

- ① 女性と男性の人権を尊重すること
- ② 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- ③ 「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- ④ 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- ⑤ 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重されること、生涯にわたって健康に生活できること
- ⑥ 国際的な取組を理解し、協調を図ること

2 子ども

－ 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探究心や冒険心を持った、あらゆる可能性を秘めた存在です。また、子どもは、明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長をはかるよう、社会全体で支援していくことが大切です。

子どもの人権については、平成元年に国連総会において、子どもの人権を地球的規模で守っていかうとする「子どもの権利条約」が採択されました。わが国でも平成6年に批准されています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

子どもの人権が尊重される社会を実現するためには、「子どもの権利条約」にあるように、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、「権利の主体」と位置づけ、「最善の利益」を尊重する視点を持つことが必要です。子どもの基本的人権が最大限尊重されるよう、人権教育の推進や相談・支援体制の充実をはかることが大切です。

近年、いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、さらに、インターネットの急速な普及により、ネット上で悪質ないじめが行われたり、有害なサイトにアクセスすることで子どもが事件に巻き込まれたりするなど、新たな危険から子どもを守ることも必要となってきています。

増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確認を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

本市では、平成11年に「笑顔あふれるなごやっ子プラン～名古屋市子育て支援長期指針～」を策定し、その基本目標として「子どもの笑顔があふれるまち名古屋」の実現を掲げ、子育て家庭がいきいきとした暮らしを営み、家庭や地域に子どもの笑顔があふれるまちづくりをめざして、子どもと子育て家庭を支援するための施策を総合的・計画的にすすめてきました。

平成17年には、子どもを安心して生み、育てることができ、子育て家庭が生きがいと夢を持てる環境がつかれるよう、より広い視点から見たもう一段の対策として、「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」を策定しました。

また、平成20年には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちはの実現をめざして、「なごや子ども条例」を施行しました。

この条例は、「子どもの権利条約」を基本として、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを目的としており、子どもの権利とその権

利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めています。

平成 22 年 3 月には、「なごや子ども条例」に基づく「子どもに関する総合的な計画」を「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）」と兼ねて策定しました。この計画では、「子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体で支えるまちなごや」の実現を基本理念とし、子ども・若者、子育て家庭、社会についてめざす姿を掲げています。

また、平成 25 年 4 月には「児童を虐待から守る条例」が施行されました。

この条例は、子どもの心身の健やかな成長および発達のために、子どもを虐待から守ることについての基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有や提供、通告に関する子どもの安全の確認や虐待を受けた児童等に対する支援などについて定めています。なお、本市では、国が定める 11 月に加え、条例で 5 月も児童虐待防止推進月間としています。

さらに、同年 9 月には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子どもの人権を守るため、社会全体で子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
子どもが健やかに育つ環境づくり	子育てを支援するため、相談援助体制の充実をはかるなど、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組むとともに、いじめや児童虐待などに対して、地域の人々や関係機関などとの連携・協力のもと、その発生防止、早期発見・早期対応のための体制の強化をはかります。また、子どもや若者が、自ら意欲を持って社会的自立に向かえるよう支援します。
虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	いじめや児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアに取り組むとともに、虐待を行った保護者に対する指導を実施し、保護を必要とする子どもと家庭に対して相談・支援を実施します。
人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	「子どもの権利条約」や「なごや子ども条例」の趣旨や内容の周知およびその精神を生かした人権教育などの施策の推進をはかり、お互いの人権を認めあう人間性豊かな子どもの育成につとめます。

3 高齢者

－ 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

現在わが国においては、急激な速度で高齢化が進行し、人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は世界的に見て最も高い水準に達しています。

本市では、高齢社会に向けた全庁的な取り組みを推進するため、昭和 60 年に「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ 80～」を策定しました。この指針は、「人間の尊厳の確保」を基本理念に、高齢社会を展望した市政運営の方向性を明らかにした初めての長期指針であり、これを受けて、昭和 63 年に「なごやかライフ推進プラン」を策定しました。

平成 7 年には「高齢社会対策基本法」が制定され、すべての国民が長寿を喜びあい、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成をめざすこととしました。

平成 12 年には介護保険制度が開始され、介護を社会全体で支えることによって家族による介護の負担を軽減するとともに、行政がサービスを決定する従来の仕組みから、介護を必要とする高齢者の希望と選択により、幅広いサービスを利用できる仕組みへと変わりました。

また、名古屋市高齢化対策長期指針をふまえ、すべての高齢者が長寿を喜びあい、いきいきとした高齢期を過ごすことができる社会の実現をめざす「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～はつらつ長寿プランなごや2000」を平成12年に策定しました。

この計画は、3年ごとに見直しを行うこととされ、平成23年度に4回目の見直しを行い、平成24年度から26年度までを計画期間とする第5期計画に基づき、介護基盤の整備をはじめとした高齢者の保健福祉全般の施策の充実をはかっているところです。

本市における高齢化率は平成 20 年には 20%を超え、平成 25 年には全国で 25%を超えるなど、高齢化がますます進展しています。また、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。

こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確に対応していくことが重要です。

一方で、おおむね健康又は病気などがあっても自立した日常生活を営んでいる高齢者は、約 8 割を占めています。高齢者が生きがいを感じながら、健康でいきいきとした高齢期を実現できるよう、生きがいづくりの支援や活動の場の提供につとめていく必要があります。

高齢者の人権に関わる問題としては、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることなどから、平成 18 年 4 月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および適切な養護者に対する支援を行うため、国、地方公共団体、国民、高齢者の福祉に関係のある団体および従事者等の責務について定めています。

多年にわたって社会の進展に寄与してきた高齢者が、人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで安らぎのある人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

(2) 施策の基本的方向

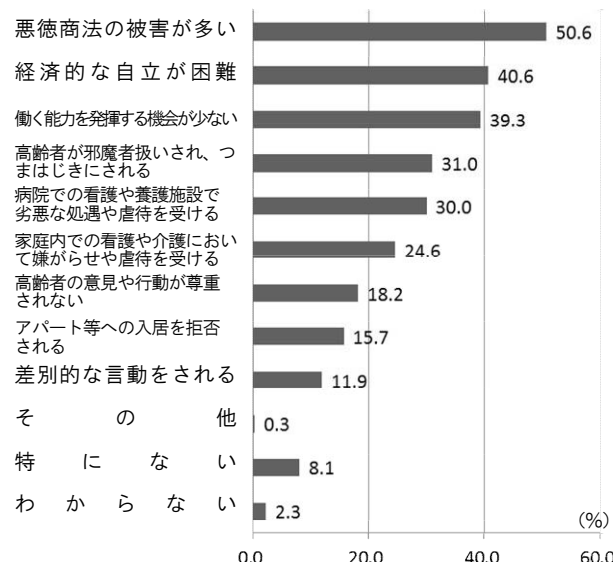
主な施策	基本的方向
生きがいを感じられる生活への支援	就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、高齢者の生きがいを高め、自己実現と社会参加をはかることができるよう支援します。
地域で安心して暮らし続けるための支援	医療や介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスの充実につとめ、自立して生活するには不安のあるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、高齢者に対する人権侵害を防止するための啓発をすすめます。
生活の場と住宅の供給	住宅のバリアフリー化などを通じて高齢者の生活に配慮した住宅の供給や情報提供につとめます。
介護サービスの供給体制の整備および質の確保	安心して介護が受けられるよう介護サービスの供給体制を整備するとともに、質の確保をはかります。

■ “高齢者に関する人権問題”

平成 24 年度に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」で、「高齢者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」をたずねたところ、「悪徳商法の被害が多いこと」が 50.6%、「経済的な自立が困難なこと」が 40.6% となるなど経済的な人権問題が上位となっています。

これら以外にも、病院内や養護施設、家庭内で虐待を受けることという回答が大きな割合となっています。

【人権擁護に関する世論調査】（平成 24 年度、内閣府）



4 障害者

－ 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現していくためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者に対する社会的障壁を除去することが重要になります。

こうしたことを踏まえ、障害の有無にかかわらず地域で共に生活できるよう、障害者に対する個別の支援を実施するとともに、社会生活における物理的・心理的な障壁をなくすバリアフリーの取り組みを進めています。

平成14年、国は障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策・目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定しました。

本市においても平成16年、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけた「名古屋市障害者基本計画」を策定しました。

さらに平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者共通の制度が整備されました。

本市では「障害者自立支援法」に基づき、障害者等の自己決定と自己選択の尊重などの基本理念のもと、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込量やその確保方策などを定める「名古屋市障害福祉計画」を平成19年に策定し、平成21年には「第2期名古屋市障害福祉計画」を策定しました。さらに平成24年には、第2期の実績等を踏まえ「第3期名古屋市障害福祉計画」を策定し、福祉施設や医療機関から地域生活への移行や、福祉施設から一般企業などへの就労移行、地域生活支援の充実に取り組んでいます。

また、平成18年には国連総会において、障害者の基本的人権を促進・保護することなどを目的とする「障害者の権利に関する条約」が採択されました。わが国は平成19年にこの条約に署名し、批准に向けて国内法整備をしてきました。平成23年に障害者基本法の一部を改正、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成25年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、さらに平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立したことから、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」を批准するに至りました。その結果、条約の効力発生後2年以内の国連への報告や4年ごとの報告が義務付けられました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、平成28年4月の施行が予定されており、引き続き国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

障害者に対する医療、介護に関する技術および制度等に進歩がある中、医療も含めた専門性の高い支援を必要とする重度障害者や重症心身障害児者の増加や、障害者自身とその介護者の高齢化が進行

している状況があります。

また、就労を希望する障害者数は増加してきているものの、現実の雇用や就業状況はたいへん厳しいものとなっています。

このような状況の中、障害者による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障害者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
地域における生活の支援	障害者が必要な障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、身近な場所での相談支援機能を充実するとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援など、サービスの充実をはかります。また、福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行支援をはかります。
重症心身障害児者への支援の充実	在宅の重症心身障害児者が、引き続き地域で生活するため、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかるほか、医療ケアや専門的療育の充実をはかります。
障害者の就労支援	就労の促進をはかるため、職場開拓など一般企業への働きかけを通じ、就職や職場定着などの支援をすすめるほか、障害者雇用促進企業の増加をはかります。また、授産施設などの工賃の向上をはかるため、授産製品の利用を促進します。 特別支援学校において職業自立に結びつく就労支援の充実をはかります。
意識のバリアフリーの推進	障害や障害者に対する理解を深めるため、広く市民への広報・啓発活動を実施します。
障害者の学習機会および特別支援教育の充実	個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システム(※)構築の考え方を取り入れた特別支援教育を進めるとともに、学習機会の充実をはかります。

※ インクルーシブ教育システム (inclusive education system)：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

5 同和問題

－ 同和問題の早期解決に向けて －

(1) 現状と課題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。具体的には、同和地区や被差別部落など関係地域の出身であることや、そこに住んでいることなどにより、いわれなき差別や不利益を受け、人間としての尊厳がおびやかされてきました。

この問題への正しい理解と認識が重要であるにもかかわらず、最近では、インターネットなど電子空間上においてプライバシーを侵害したり差別を助長したりする書き込みが行われ、不動産取引に係る土地調査における差別事象や戸籍や住民票の不正取得による人権侵害など新たな問題も生じています。

昭和 40 年に同和対策の基礎となる同和対策審議会の答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると位置づけられました。

国や地方公共団体においては、同和問題解決の緊急性、重大性に鑑み、特別対策として、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の充実および基本的人権の擁護などを内容とする総合対策を実施し、較差の是正や問題解消に向けての取り組みがすすめられてきました。

本市においても、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」を策定して、同和対策事業を市政の重要な柱として位置づけ、昭和 51 年には同和教育を推進するための「名古屋市同和教育基本方針」を策定するなど、総合的・計画的に課題解決とそのための事業を実施してきました。

こうした取り組みにより、物的な基盤整備は、急速に進展し、実態的な差別解消に向けて、大きな成果と実績を挙げることができました。

しかし、社会経済状況の変化もあいまって、教育、就労、産業などの分野においては、なお、いくつかの課題があり、粘り強く較差解消と同和問題の解決をはかっていく必要があります。

一方、同和問題に関する取り組みの一つとして、本市が定期的に実施している「同和問題についての市民意識調査」では雇用や結婚に際して、差別意識の解消と人権意識高揚の課題が明らかになっています。人柄や能力とは関係ない事柄で人を評価する身元調査（聞き合わせ）は、人権を侵害し、許されないことですが、依然として肯定する人がいます。こうした中で、同和問題の解決のために「啓発活動や教育を推進する」ことの重要性が指摘されています。

市民の一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題についての正しい理解と認識を深めることにより、人権が尊重され、差別や偏見がない地域社会を実現していくことが、引き続き、重要な課題となっています。

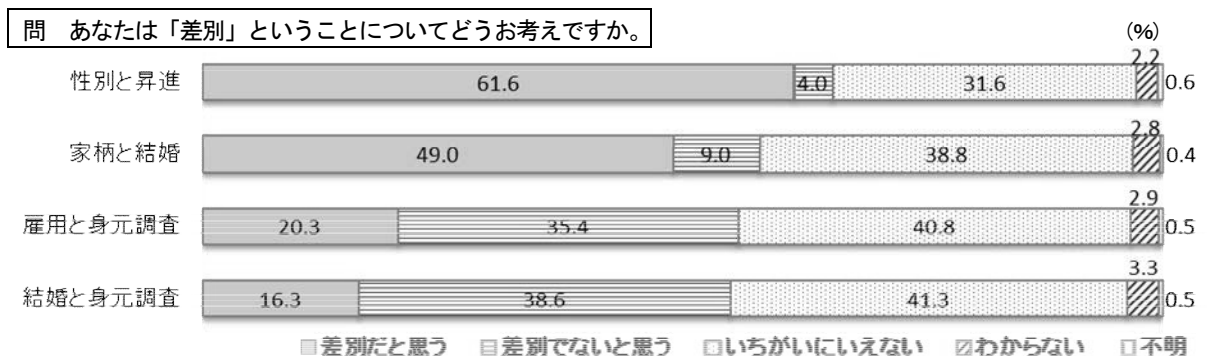
同和問題の解決は、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みと一体的に推進されてこそ、大きく前進していくこととなります。このため、他の人権分野の取り組みと連携し、総合的視点に立って施策の工夫・改善をはかり、人権尊重のまちづくりをすすめていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
啓発活動の推進	市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう啓発活動を積極的かつ効果的に実施していきます。
学校教育および社会教育の充実	学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層すすめ、人権意識の高揚をはかります。
社会福祉の増進および保健衛生の向上	文化センターにおける各種相談や事業を通し、地域における子育ての支援や児童の福祉の増進および高齢者の福祉の増進をはかるとともに健康保持等の増進につとめます。
中小企業の振興	文化センターにおいて経営相談を実施し、中小企業の経営支援につとめます。
生活環境の改善	生活環境の改善のための事業を実施するとともに、入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の住戸内設備の改善をすすめます。
同和問題解決に向けての協力・支援	市民・企業等が行う研修への協力・支援を行うなど、これまでの事業の成果や実績を損ねることのないよう、地域の状況や事業の必要性を十分に考慮し、引き続き関係機関との連携をはかります。

■ “差別につながる身元調査（聞き合わせ）”

平成 22 年度に本市が実施した「同和問題についての市民意識調査」において、性別で昇進に差をつけたり、家柄で結婚に反対したりすること、また、雇用や結婚にあたって身元調査を行うことが差別だと思うかをたずねたところ、「性別で昇任に差をつける」、「家柄で結婚に反対する」ことは差別だと思うと答えた人が多かった一方で、プライバシーの侵害であり人権侵害につながるおそれが極めて強い「雇用時の身元調査」、「結婚時の身元調査」は差別ではないと考えている人が依然として多くいました。



身元調査をすることを“差別ではない”と回答した人が
雇用の時で**35.4%**、結婚の時で**38.6%**います。

6 外国人

－ 外国人市民が日本人市民と共に暮らしやすいまちをめざして －

(1) 現状と課題

わが国における平成 24 年末現在の外国人人口は約 203 万人で、平成 13 年末の約 178 万人から大幅に増加しており、国籍では特に中国の増加が目立っています。

人、物、情報、資本の国際的な交流が活発化する中、外国人と交流する機会が増えるとともに、日本で定住する外国人も近年増加しており、わが国においては、言語、宗教、習慣などの違いによる生活上の困難や情報不足による行政サービスの享受の困難、医療や教育などの社会システム上の課題が発生しています。また、地域社会における外国人住民と日本人住民との軋轢から生じる居住や雇用における差別の問題、さらには、在日韓国・朝鮮人に対する無理解や差別、外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題などもあります。

平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人市民も日本人市民と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、同じ住民として、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

本市においては、昭和 62 年に、生活、文化、経済など各方面にわたる国際化施策の円滑な推進をはかるため、庁内連絡調整会議「名古屋市国際化推進会議」を発足させ、全庁的な国際化施策の協議・調整・情報収集などをすすめています。

また、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生社会の実現をめざして、平成 24 年に「多文化共生推進プラン」を策定するとともに、平成 25 年には「多文化共生推進プラン実施計画」を策定し、多文化共生プランに示した施策方針を具体的施策に反映し、各施策の進行管理および評価を行って、多文化共生の着実な推進をはかっています。

市内の外国人人口は、平成 14 年の「なごや人権施策推進プラン」策定時には約 5 万 1 千人（平成 13 年末時点）でしたが、平成 25 年 7 月現在では、約 6 万 4 千人となり、この期間で約 1 万 3 千人増加しました。

国籍別では、平成 13 年末に約 5 割を占めていた韓国又は朝鮮の人々にかわって中国の人々が最も多くを占めることとなり、双方で外国人人口の 6 割以上となっています。また、さまざまな国籍の人々の増加に伴い、日本語を日常的に話すことの少ない人々が増加しており、小中学校の就学年齢にあたるこれら外国籍の子どもたちも増加しています。こうした外国人児童・生徒に対する、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進など教育保障の充実をはかっていくことも重要となってきています。

国際都市として、世界に開かれたまちづくりをすすめ、多文化共生社会の実現をはかるためには、NPO やボランティアなどとのパートナーシップにより、日本人のみならず外国人であっても必要な

情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが求められています。

また、外国人への差別の解消に向け、市民への啓発活動をすすめるとともに、差別や偏見をなくし人権尊重についての理解を深めるために、学校教育や社会教育などの場において人権教育をすすめます。

(2) 施策の基本的方向

主 な 施 策	基 本 的 方 向
コミュニケーション支援	日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、必要な情報や行政サービスを受けられないことがないよう、情報の多言語化や日本語の学習支援に努めます。また、災害時に備え、日頃から外国人市民と日本人市民が助け合い、対処することができる体制づくりを目指します。
生 活 支 援	外国人市民が、安心・安全で快適な生活をすることができるように、地域において生活する上で必要となる基本的な環境を整えるため、生活支援の充実に努めます。 日本の小中学校に在籍する児童生徒に対する日本語学習支援とそれを行うための教員研修を実施します。また、就学に関する案内や調査、事業を行い、外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう努めます。
多文化共生の地域社会づくり	外国人市民が、その権利が保障されるとともに、地域社会の構成員として、その役割・義務を果たし、地域を支える担い手となることができるように、外国人市民が地域に溶け込み、社会参画ができるための環境づくりに努めます。

7 さまざまな人権分野

－ さまざまな差別・偏見の解消に向けて －

(1) 現状と課題

ア 自殺者・自死遺族等

全国の年間自殺者数は、平成 10 年から約 3 万人という高い水準で推移し、また、本市においても平成 10 年以降年間 400 人程度の依然として高い状況が続いており、自殺対策が大きな社会問題となっています。

こうした中、平成 18 年には「自殺対策基本法」が施行され、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺予防の推進や自殺の防止、自殺者の親族等に対する支援の充実をはかるなど、総合的な対策をすすめることとされています。

本市においてもこの法律の趣旨に基づき、平成 19 年に、自殺対策の総合的かつ円滑な推進を目的とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置するとともに、関係機関や民間団体等との協議を行う「名古屋市自殺対策連絡協議会」を設置して施策の推進につとめてきました。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であるといわれています。このため、「自殺は不名誉で恥ずかしいものである」という社会通念が間違っただけであること、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であって、その場合は誰かに援助を求めることが適切であるということについて理解を促進していく必要があります。

自殺や自殺と深い関係があるとされるうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知を図るとともに、遺族など周りの人に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、遺族等に対する支援を充実するなど、自殺対策を総合的にすすめていくことが重要です。

イ ホームレスの人

近年、景気低迷による企業倒産や失業、非正規雇用労働者等不安定就労者の増加など、就労において厳しい状況が顕在化してきており、生活に困窮する人が増え、道路や公園などで現に野宿生活を送っていたり、ホームレスになることを余儀なくされるおそれがあるなど、仕事と住居を失い生活困窮に陥るリスクの高まりが大きな社会問題になってきています。

平成 24 年に国が実施したホームレス生活実態調査によれば、ホームレスの人たちは、健康を害していたり、日々の生活に困窮したりしているほか、平成 19 年に実施した前回調査に比べて、通行人や近隣住民からの被害を訴える回答については減少したものの、依然として一定数が認められます。また、高齢化した状態のまま推移しているほか、自立意欲がやや低下しているなど、ホームレスから自立への困難性が増しています。

本市では、従来から生活保護制度のほかに、年末年始援護、緊急宿泊援護といった市独自の援護施策を実施してきましたが、この問題には、住宅、就労、福祉、医療などさまざまな解決すべき課題があることから、平成 13 年に「ホームレス援護施策推進本部」を設置して取り組みをすすめて

きました。

平成 16 年には、「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、「就労による自立」と「福祉等による援護」を目標に、自立支援事業や生活保護制度の運用を通じ、ホームレスの人たちの自立と生活の安定をはかるための支援を行ってきました。また、平成 21 年には、「第 2 期実施計画」を策定し、引き続きホームレスの人たちの自立支援等に取り組むとともに、平成 26 年度、「第 3 期実施計画」を策定し支援の推進をはかっていく必要があります。

ホームレスの人の自立支援は、ホームレスの人自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、関係機関や市民活動と連携し、ホームレスの人に対する偏見や差別意識を解消するため市民の人権意識を高めるとともに、住宅、就労、福祉、医療などの面で総合的な取り組みを引き続きすすめていくことが重要です。

ウ HIV感染者・ハンセン病患者等

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活のさまざまな場面で人権問題が起きています。

ハンセン病については、平成 8 年に「らい予防法」が廃止され、それまでの強制隔離政策が終結しました。しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期にわたる隔離などにより家族や親族、地域社会との関係を絶たれ、高齢により療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

平成 11 年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、国および地方公共団体が講ずる施策は「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」としています。

また、平成 21 年には、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消をさらに推しすすめるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

感染症に対する正しい理解を促進し、エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者や元患者等が、病気による偏見や差別を受けることがない社会づくりが重要です。

エ 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きだけでなく、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉棄損、平穏な私生活の侵害など精神的被害（二次的被害）に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者やその家族の権利利益の保護をはかるために、平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行されたほか、刑事訴訟法、検察審査会法、少年法の改正などにより、関連法の整備や司法手続きにおける改善がはかられていますが、制度面での整備だけではなく、犯罪被害者等に対する無責任なうわさや中傷、興味本位での報道などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要となっています。

オ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、依然として人々の意識の中に根強い偏見があり、就職に際しての差別や住居の確保の問題など、社会復帰をめざす上で厳しい状況があります。刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

カ 婚外子

婚外子については、平成 16 年に、「児童の権利に関する条約」に基づき国連の子どもの権利委員会から婚外子差別を是正するよう勧告を受けました。この勧告は、民法の法定相続分の規定や戸籍記載について是正を行うよう求めています。平成 21 年には国連の女子差別撤廃委員会からも、婚外子に対する差別撤廃が勧告されました。平成 25 年 9 月には最高裁判所により民法の法定相続分の規定が法令違憲との判断が示されており、今後、関連法の整備などをすすめていく必要があるとともに、偏見や差別を受けないよう理解を深めていくことが大切です。

キ 性同一性障害等の性的少数者

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障害を有する人々については、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合において、戸籍上の性別記載の変更が認められています。

また、世界保健機関（WHO）では、平成 4 年に「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」との見解を示していますが、社会の中には異性愛（性的指向の対象が異性）が「普通」という意識が根強く、同性愛、両性愛等は偏見や差別の対象とされることがあります。また、染色体や外見上の身体が男女のいずれにも典型的ではない性分化疾患と呼ばれる疾病により、出生時の性別判定とは異なる特徴が成長に伴って現れ、本人や親が大きな悩みを抱えることがあります。

性同一性障害や性的指向、性分化疾患などを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めていくことが大切です。

ク アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。

平成 9 年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現などを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。また、平成 20 年には衆参両議院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

アイヌの人々に対する理解と認識を深め、その文化を維持し、尊厳を尊重することが重要です。

ケ 北朝鮮拉致被害者等

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、平成 14 年の日朝首脳会談において拉致を認め、同年、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ解決に至っていません。

平成 18 年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として拉致問題等に関する啓発に努めることとなり、また、12 月 10 日から 16 日までが「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

拉致問題等の解決には、国民および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていくことが大切です。

コ 人権にかかわるさまざまな問題

◆ プライバシーの保護

プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意思とは無関係に個人情報的大量に収集・蓄積・利用され、流出するという状況があります。また、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。

こうした状況を受けて、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、これに伴い本市では平成 8 年に施行した「名古屋市個人情報保護条例」を平成 17 年に全部改正したほか、平成 16 年に「名古屋市情報あんしん条例」を施行して個人情報の保護につとめています。

個人情報はプライバシーそのものであり、漏えい等は人権侵害に直接かかわります。一人ひとりが個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについての認識を深めることが大切です。

◆ インターネットによる人権侵害

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトへのひぼう中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となっています。

平成 14 年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダ等に対して、人権侵害情報の発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになりました。

一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

◆ 公正な採用選考

「職業選択の自由」は基本的人権としてすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかしながら、今なお応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な基準によって採用選考がなされているという問題が起きています。就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者等の個人情報を適正に管理するとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度によりそれぞれの事業所において公正採用選考の推進をはかるなど差別のない採用選考が行われることが必要です。

こうしたさまざまな人権問題は、市民一人ひとりの身近なところで生まれています。今後、新たに起こりうる人権問題に対しては、それぞれの問題の性質や状況に応じ、人権尊重の理念に照らして的確に対応することが重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
自殺対策の充実	自殺対策基本法に基づき、自殺や精神疾患に対する正しい知識の啓発や相談窓口の周知などを実施することにより、自殺の防止を図るとともに、遺族等に対する支援を充実します。
ホームレス自立支援施策の推進	ホームレスの人の自立を支援するため、ホームレス援護施策推進本部を中心に関係機関や市民活動との連携をはかりながら、総合的な援護施策をすすめます。
感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	H I V感染者等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発を実施するとともに、感染症の発生予防のための情報提供や医療相談体制を充実させていきます。 また、ハンセン病に対する誤解や偏見、差別をなくし、正しい知識の普及のための人権教育・啓発活動や支援体制を充実します。
犯罪被害者等への支援	関係機関や団体等と連携し、支援施策の案内・情報提供、一時避難宿泊施設の提供など、犯罪被害者等を支援します。
プライバシーの保護とインターネットの適正な利用	インターネットによるひぼう中傷や差別を助長する表現などに関し、国や愛知県などの関係機関との連携・協力により解決に向けて取り組むとともに、プライバシーの保護やインターネットの適正な利用に向けた啓発を実施します。
公正な採用選考	愛知労働局、愛知県などと連携を図りながら、公正な採用選考について啓発を実施します。
難病患者への地域生活支援	日常生活を営むのに支障のある難病患者に対する地域生活の支援を実施します。

■ 「CSR」と「人権」

企業が社会の一員として果たすべき責任をCSR（Corporate Social Responsibility）といいます。

CSRには、法令の遵守はもとより、従業員の公正な採用や公平な人事評価のほか、セクシュアル・ハラスメントの防止の徹底などの安心して働くことができる職場づくりや、顧客情報など個人情報を保護するための体制づくり、環境への配慮や社会貢献活動なども含まれます。

また、CSRの取り組みにより職場で働く人々や消費者、取引先、地域住民などの人権を尊重することで、従業員の働く意欲が高まったり、よりよい商品・サービスの提供につながったりするといわれており、その結果、市場の拡大にもつながっていくことにもなります。

一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するため、企業をはじめとするさまざまな組織においても、人権に配慮した活動が一層重要となっています。



資料編

日本国憲法（抄）

世界人権宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

名古屋市人権施策推進会議規程

名古屋市における人権分野別個別計画一覧

国連で採択された主な人権関係諸条約

人権に関する略年表

平成 25 年度市政アンケート結果（概要）

日本国憲法(抄)

昭和21 (1946) 年11月3日公布

昭和22 (1947) 年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的な人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有

する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有

する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

平成12年法律第147号

平成12（2000）年12月6日公布・施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

【附 則】

（略）

名古屋市人権施策推進会議規程

平成 10 年 7 月 10 日

達第 40 号

(設置)

第 1 条 本市における人権に関する諸施策の連絡調整及び総合的な推進を図り、もって「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するため、名古屋市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 人権に関する諸施策の協議、調整及び実施の推進に関すること。
- (2) 人権に関する諸施策の情報収集に関すること。
- (3) その他人権に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は市民経済局主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、必要の都度、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第 6 条 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第 7 条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成 12 年達第 49 号)

この達は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年達第 4 号)抄

- 1 この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年達第 39 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平 15 年達第 31 号)

この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年達第 22 号)抄

- 1 この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年達第 22 号)抄

- 1 この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年達第 45 号)

- この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年達第 10 号)抄

- 1 この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年達第 5 号)抄

- 1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年達第 7 号)抄

- 1 この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員	会計室長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	市民経済局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	病院局長
〃	消防長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	市民経済局副局長
〃	市民経済局人権施策推進室長
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	市長室秘書課長
〃	市長室国際交流課長

〃	総務局総務課長
〃	総務局総合調整部男女平等参画推進室長
〃	総務局職員部人事課長
〃	財政局財政部財政課長
〃	市民経済局企画経理課長
〃	市民経済局人権施策推進室主幹(人権企画)
〃	市民経済局人権施策推進室主幹(同和問題)
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局子ども未来課長
〃	住宅都市局企画経理課長
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局企画部経営企画課長
〃	交通局営業本部総合企画部経営企画課長
〃	病院局管理部総務課長
〃	消防局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	監査事務局監査第一課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	教育委員会事務局総務部人権教育室長
〃	市会事務局総務課長
〃	中村区総務課長
〃	中区総務課長

名古屋市における人権分野別個別計画一覧

分 野	個 別 計 画 等	計画期間
女 性	名古屋市男女平等参画基本計画 2015	平成 23 年度 ～平成 27 年度
	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）	平成 24 年度 ～平成 27 年度
子 ど も	第 2 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画	平成 22 年度 ～平成 26 年度
	名古屋市教育振興基本計画	平成 23 年度 ～平成 26 年度
	なごや子ども・子育てわくわくプラン ～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後 期計画）～	平成 22 年度 ～平成 26 年度
	名古屋市保育施策のあり方指針	平成 19 年度 ～平成 28 年度
	名古屋市公立保育所整備計画	平成 21 年度 ～平成 28 年度
高 齢 者	なごやか地域福祉 2005（地域福祉計画）	平成 17 年度～
	第 5 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつ らっ長寿プランなごや 2012	平成 24 年度 ～平成 26 年度
障 害 者	福祉都市環境整備指針	平成 14 年度 改定
	名古屋市障害者基本計画	平成 16 年度 ～平成 25 年度
	第 3 期名古屋市障害福祉計画	平成 24 年度 ～平成 26 年度
外 国 人	名古屋市多文化共生推進プラン	平成 24 年度 ～平成 28 年度
さ ま ざ ま な 人 権 分 野	第 2 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画	平成 21 年度 ～平成 25 年度
	名古屋市消費者行政推進プラン	平成 24 年度 ～平成 28 年度

国連で採択された主な人権関係諸条約（採択順）

平成 26 年 2 月現在

名 称	採 択 年 月 日	発 効 年 月 日	締約国数	日 本 の 締 結 年 月 日
集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）	昭和 23（1948）年 12 月 9 日	昭和 26（1951）年 1 月 12 日	1 4 4	未批准
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）	昭和 24（1949）年 12 月 2 日	昭和 26（1951）年 7 月 25 日	8 2	昭和 33（1958）年 5 月 1 日
難民の地位に関する条約（難民条約）	昭和 26（1951）年 7 月 28 日	昭和 29（1954）年 4 月 22 日	1 4 5	昭和 56（1981）年 10 月 3 日
婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）	昭和 27（1952）年 12 月 20 日	昭和 29（1954）年 7 月 7 日	1 2 2	昭和 30（1955）年 7 月 13 日
1926 年奴隷条約の改正議定書	昭和 28（1953）年 10 月 23 日	昭和 28（1953）年 12 月 7 日	6 1	未批准
1926 年奴隷条約の改正条約	昭和 28（1953）年 12 月 7 日	昭和 30（1955）年 7 月 7 日	9 9	未批准
無国籍者の地位に関する条約	昭和 29（1954）年 9 月 28 日	昭和 35（1960）年 6 月 6 日	8 0	未批准
奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約	昭和 31（1956）年 9 月 7 日	昭和 32（1957）年 4 月 30 日	1 2 3	未批准
既婚婦人の国籍に関する条約	昭和 32（1957）年 1 月 29 日	昭和 33（1958）年 8 月 11 日	7 4	未批准
無国籍の減少に関する条約	昭和 36（1961）年 8 月 30 日	昭和 50（1975）年 12 月 13 日	5 5	未批准
婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約	昭和 37（1962）年 11 月 7 日	昭和 39（1964）年 12 月 9 日	5 5	未批准
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	昭和 40（1965）年 12 月 21 日	昭和 44（1969）年 1 月 4 日	1 7 6	平成 7（1995）年 12 月 15 日

名 称	採 択 年 月 日	発 効 年 月 日	締約国数	日 本 の 締 結 年 月 日
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約/A 規約）	昭和 41（1966）年 12 月 16 日	昭和 51（1976）年 1 月 3 日	1 6 1	昭和 54（1979）年 6 月 21 日
市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約/B 規約）	昭和 41（1966）年 12 月 16 日	昭和 51（1976）年 3 月 23 日	1 6 7	昭和 54（1979）年 6 月 21 日
市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書	昭和 41（1966）年 12 月 16 日	昭和 51（1976）年 3 月 23 日	1 1 5	未批准
難民の地位に関する議定書	昭和 42（1967）年 1 月 31 日	昭和 42（1967）年 10 月 4 日	1 4 6	昭和 57（1982）年 1 月 1 日
アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約	昭和 48（1973）年 11 月 30 日	昭和 51（1976）年 7 月 18 日	1 0 8	未批准
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	昭和 54（1979）年 12 月 18 日	昭和 56（1981）年 9 月 3 日	1 8 7	昭和 60（1985）年 6 月 25 日
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	昭和 59（1984）年 12 月 10 日	昭和 62（1987）年 6 月 26 日	1 5 4	平成 11（1999）年 6 月 29 日
スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約	昭和 60（1985）年 12 月 10 日	昭和 63（1988）年 4 月 3 日	6 0	未批准
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	平成元（1989）年 11 月 20 日	平成 2（1990）年 9 月 2 日	1 9 3	平成 6（1994）年 4 月 22 日
死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（死刑廃止議定書）	平成元（1989）年 12 月 15 日	平成 3（1991）年 7 月 11 日	7 8	未批准
すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約（移民労働者条約）	平成 2（1990）年 12 月 18 日	平成 15（2003）年 7 月 1 日	4 7	未批准
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書	平成 11（1999）年 10 月 6 日	平成 12（2000）年 12 月 22 日	1 0 4	未批准

名 称	採 択 年 月 日	発 効 年 月 日	締約国数	日 本 の 締 結 年 月 日
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12 (2000) 年 5 月 25 日	平成 14 (2002) 年 2 月 12 日	1 5 3	平成 16 (2004) 年 8 月 2 日
児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12 (2000) 年 5 月 25 日	平成 14 (2002) 年 1 月 18 日	1 6 6	平成 17 (2005) 年 1 月 24 日
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書	平成 14 (2002) 年 12 月 18 日	平成 18 (2006) 年 6 月 22 日	7 2	未批准
障害者の権利に関する条約	平成 18 (2006) 年 12 月 13 日	平成 20 (2008) 年 5 月 3 日	1 4 1	平成 26 (2014) 年 1 月 20 日
障害者の権利に関する条約の選択議定書	平成 18 (2006) 年 12 月 13 日	平成 20 (2008) 年 5 月 3 日	7 9	未批准
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)	平成 18 (2006) 年 12 月 20 日	平成 22 (2010) 年 12 月 23 日	4 2	平成 21 (2009) 年 7 月 23 日
経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書	平成 20 (2008) 年 12 月 10 日	平成 25 (2013) 年 5 月 5 日	1 2	未批准
児童の権利条約の通報手続きに関する選択議定書	平成 23 (2011) 年 12 月 19 日	未発効 (平成 26(2014)年 4 月 14 日)	1 0	未批准

人権に関する略年表

○人権一般

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 22 (1947) 年		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行	
23 (1948) 年	「世界人権宣言」採択		
40 (1965) 年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択 (平成7年批准)		
41 (1966) 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択 (昭和54年批准) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」採択 (昭和54年批准)		
52 (1977) 年			「名古屋市基本構想」策定
平成 6 (1994) 年	「人権教育のための国連10年行動計画」採択		
7 (1995) 年		「人権教育のための国連10年推進本部」設置	
9 (1997) 年		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	
10 (1998) 年			「人間性豊かなまち・名古屋をめざして」の宣言 「名古屋市人権啓発推進会議」設置
11 (1999) 年		「人権擁護推進審議会」諮問第1号答申	
12 (2000) 年		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「名古屋新世紀計画2010」策定
13 (2001) 年		「人権擁護推進審議会」諮問第2号答申	
14 (2002) 年		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「なごや人権施策推進プラン」策定 「名古屋市人権施策推進会議」設置
15 (2003) 年			「市民経済局人権施策推進室」設置
16 (2004) 年	「人権教育のための世界計画」採択		
18 (2006) 年	「国連人権理事会」設立	「教育基本法」全部改正	
22 (2010) 年			「名古屋市中期戦略ビジョン」策定
23 (2011) 年		「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更	「新たなごや人権施策推進プラン」策定

○女 性

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 27 (1952) 年	「婦人の参政権に関する条約」採択 (昭和30年批准)		
50 (1975) 年	「国際婦人年」 「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議・メキシコ会議)」 「世界行動計画」採択 「国連婦人の10年」(1976～1985年)		

52 (1977) 年			「市民局婦人問題担当室(現総務局男女平等参画推進室)」設置
54 (1979) 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(昭和60年批准)		
55 (1980) 年	「『国連女性の10年』中間年世界会議(第2回世界女性会議・コペンハーゲン会議)」		
60 (1985) 年	「『国連女性の10年』世界会議(第3回世界女性会議・ナイロビ会議)」	「国籍法」改正	
61 (1986) 年		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」施行 「新学習指導要領」告示(家庭科の男女共修化)	
平成 元 (1989) 年			
7 (1995) 年	「第4回世界女性会議・北京会議」 「北京宣言及び行動綱領」採択		「男女共同参画プランなごや」策定
9 (1997) 年			「名古屋市男女共同参画推進会議」設置
11 (1999) 年		「男女共同参画社会基本法」施行	
12 (2000) 年	「国連特別総会『女性2000年会議』」 「政治宣言」「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等」	
13 (2001) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「男女共同参画プランなごや21」策定
14 (2002) 年			「男女平等参画推進なごや条例」制定
15 (2003) 年			「名古屋市男女平等参画推進センター(つながれっとNAGOYA)」開設
16 (2004) 年			「第1期名古屋市男女平等参画審議会答申(男女平等参画推進都市をめざして)」答申
17 (2005) 年		「第2次男女共同参画基本計画」策定	
21 (2009) 年			「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
22 (2010) 年		「第3次男女共同参画基本計画」策定	
23 (2011) 年			「名古屋市男女平等参画基本計画2015」策定
24 (2012) 年			「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定

○子ども

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 22 (1947) 年		「教育基本法」施行	
54 (1979) 年	「国際児童年」		
平成 元 (1989) 年	「児童の権利に関する条約」採択(平成6年批准)		

11（1999）年		「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	「笑顔あふれるなごやっ子プラン（名古屋市子育て支援長期指針）」策定
12（2000）年	「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択（平成17年批准）	「児童虐待の防止等に関する法律」施行	
15（2003）年		「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	
16（2004）年			「次世代育成支援対策推進会議」設置
17（2005）年			「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」策定 「ひとり親家庭等自立支援計画」策定
18（2006）年		「教育基本法」全部改正	「子ども青少年局」設置
19（2007）年			「なごやっ子教育推進計画」策定 「名古屋市保育施策のあり方指針」策定 「なごや子ども条例」制定
20（2008）年			
21（2009）年			「名古屋市公立保育所整備計画」策定
22（2010）年		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「子どもに関する総合的な計画」策定 「なごや子ども・子育てわくわくプラン～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）」策定 「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」策定
23（2011）年			「名古屋市教育振興基本計画」策定
25（2013）年		「いじめ防止対策推進法」施行	「名古屋市児童を虐待から守る条例」制定

○高齢者

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 60（1985）年			「名古屋市高齢化対策長期指針（なごやかライフ80）」策定
63（1988）年			「なごやかライフ推進プラン」策定
平成 3（1991）年			「福祉都市環境整備指針」策定
6（1994）年		「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	
7（1995）年		「高齢社会対策基本法」施行	
11（1999）年	「国際高齢者年」		

12（2000）年	「介護保険制度」開始 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2000）」策定
15（2003）年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2003）」策定
17（2005）年		「なごやか地域福祉計画2005」策定
18（2006）年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2006）」策定
21（2009）年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2009）」策定
24（2012）年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2012）」策定

○障害者

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 35（1960）年	「国際障害者年」	「身体障害者雇用促進法」施行	「福祉都市環境整備指針」策定
56（1981）年			
平成 3（1991）年			
5（1993）年		「障害者対策に関する新長期計画」策定	
6（1994）年		「障害者基本法」施行	「名古屋市障害者福祉新長期計画」策定
12（2000）年		「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	
14（2002）年		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	
16（2004）年		「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定 「重点施策実施5か年計画」策定	
17（2005）年		「発達障害者支援法」施行	「名古屋市障害者基本計画」策定
18（2006）年		「障害者自立支援法」施行	
19（2007）年	「障害者の権利に関する条約」採択（平成26年批准）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	
21（2009）年			

23 (2011) 年		「障害者基本法」の一部改正	
24 (2012) 年		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 施行	「第3期名古屋市障害福祉計画」策定
25 (2013) 年		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行	

○同和問題

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 40 (1965) 年		「同和対策審議会」答申	
44 (1969) 年		「同和対策事業特別措置法」施行	
49 (1974) 年			「民生局同和対策室(現市民経済局人権施策推進室)」設置
50 (1975) 年			「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」策定
51 (1976) 年			「名古屋市同和教育基本方針」策定
53 (1978) 年			「名古屋市同和対策事業長期計画」策定
57 (1982) 年		「地域改善対策特別措置法」施行	
58 (1983) 年			「名古屋市同和対策事業実施計画」策定
62 (1987) 年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	「名古屋市同和対策事業推進計画」策定
平成 4 (1992) 年		「地対財特法」の一部改正	「第2次名古屋市同和対策事業推進計画」策定
8 (1996) 年		「地域改善対策協議会」意見具申	
9 (1997) 年		「地対財特法」の一部改正	「第3次名古屋市同和対策事業推進計画」策定

○外国人

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 59 (1984) 年			「名古屋国際センター」開設
62 (1987) 年			「名古屋市国際化推進会議」設置
平成 2 (1990) 年		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	
12 (2000) 年		「外国人登録法」の一部改正	
21 (2009) 年		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	
24 (2012) 年		「外国人登録法」廃止	「名古屋市多文化共生推進プラン」策定
25 (2013) 年			「名古屋市多文化共生推進プラン実施計画」策定

○さまざまな人権分野

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
平成 8 (1996) 年		「らい予防法」廃止	
9 (1997) 年		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
11 (1999) 年		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行	
12 (2000) 年		「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行	
13 (2001) 年			「ホームレス援護施策推進本部」設置
14 (2002) 年		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
15 (2003) 年		「個人情報保護に関する法律」施行	
16 (2004) 年		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「名古屋市情報あんしん条例」制定 「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
17 (2005) 年		「犯罪被害者等基本法」施行	「名古屋市個人情報保護条例」全部改正
18 (2006) 年	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択 (平成21年批准)	「自殺対策基本法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「名古屋市自殺対策庁内連絡会」設置
19 (2007) 年	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行	「名古屋市自殺対策推進本部」設置 「名古屋市自殺対策連絡協議会」設置 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」策定
20 (2008) 年	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「アイヌ民族を先住民族とすることを認める決議」衆参両院で採択	
21 (2009) 年		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	「第2期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
24 (2012) 年		「消費者安全法」施行	「名古屋市消費者行政推進プラン」策定

平成25年度 市政アンケート調査結果（概要）

1 調査の概要

- (1) 調査テーマ 人権について
- (2) 調査期間 平成25年11月19日から12月3日
- (3) 調査方法
- ①対象・人数 市内に居住する満20歳以上の市民(外国人市民を含む)・2,000人
 - ②抽出方法 住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
 - ③調査方法 郵送法
- (4) 回収結果

配布数	有効回収数	性別		
		男性	女性	無回答
2,000	951	401	543	7
100.0%	47.6%	20.0%	27.2%	0.4%

2 調査結果のまとめ

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思う人は約6割（問1）

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかをたずねたところ、「そう思う」と答えた人は11.4%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は47.7%で、あわせて59.1%の人が肯定的な意見でした。一方で、「そうは思わない」と答えた人は10.4%、「どちらかといえばそうは思わない」と答えた人は16.4%で、あわせて26.8%の人は否定的な意見を持っていることがわかりました。

自分の人権が侵害された経験のある人は約2割（問2、3）

この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思うことがあったかをたずねたところ、「ある」と答えた人が22.1%でした。

また、その内容についてたずねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」と答えた人が31.4%と最も多く、次いで「職場における不当な待遇」29.5%、「名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと」23.3%の順となりました。

人権尊重の社会を実現するためには、学校や社会における人権教育の充実が必要だと思う人が約5割（問6）

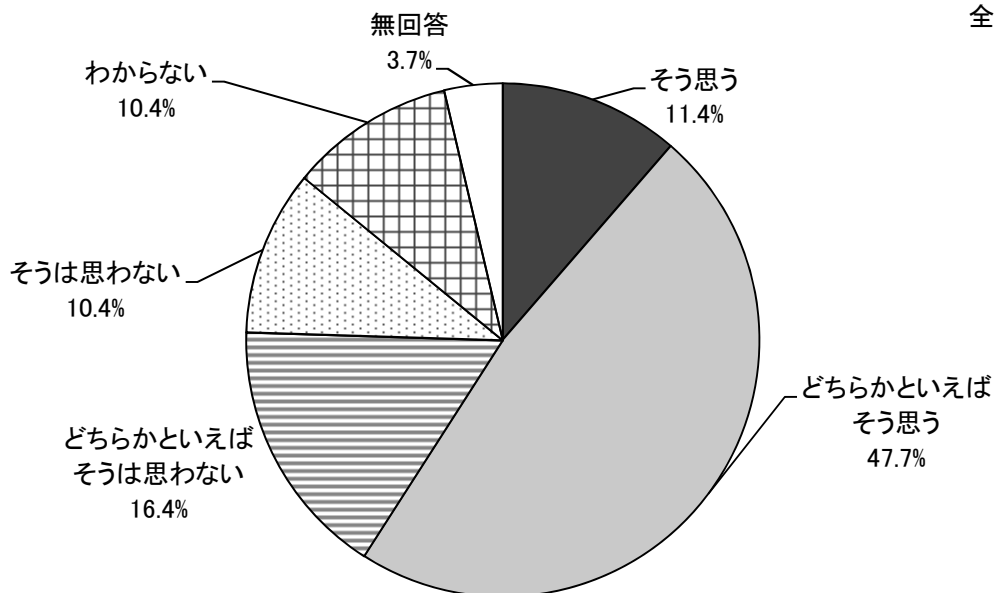
人権尊重の社会を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思うかをたずねたところ、「学校や社会における人権教育の充実」と答えた人が50.8%で最も多く、次いで「一人ひとりが自ら人権意識を高める努力」37.7%、「人権にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上」33.4%の順になりました。

3 調査の結果

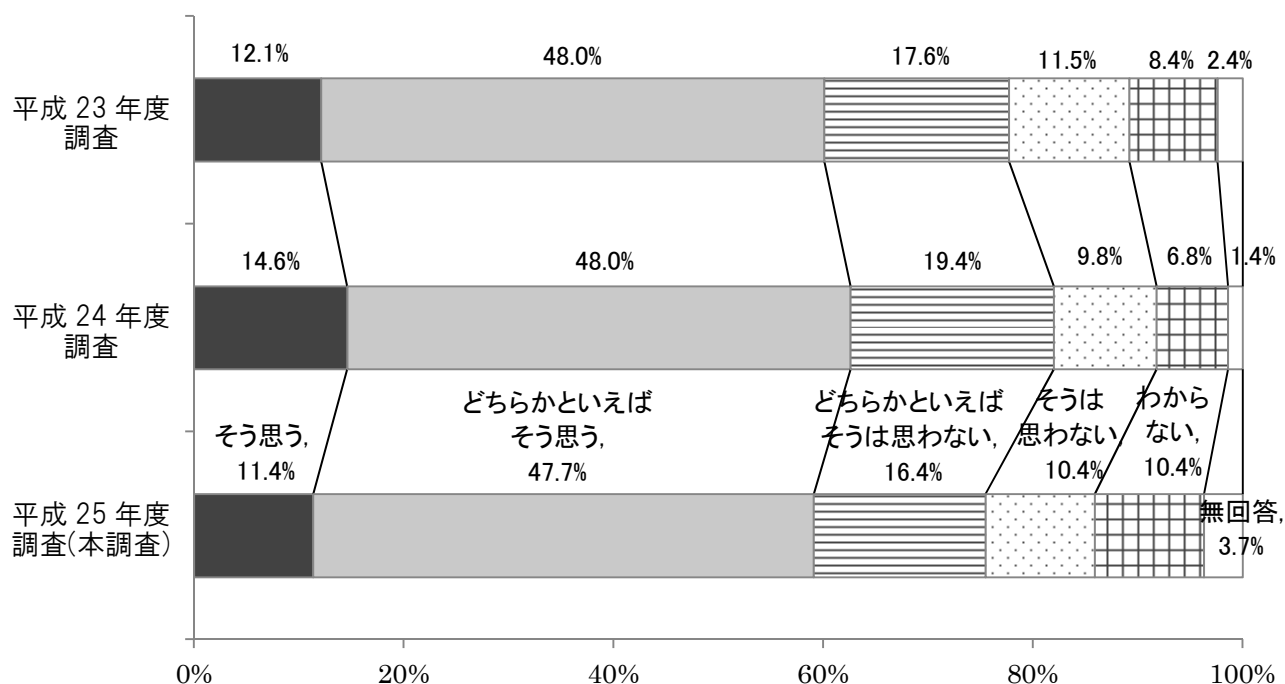
問1 あなたは、今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つだけ)

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思う人は約6割(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」人の割合)。

全体：951人



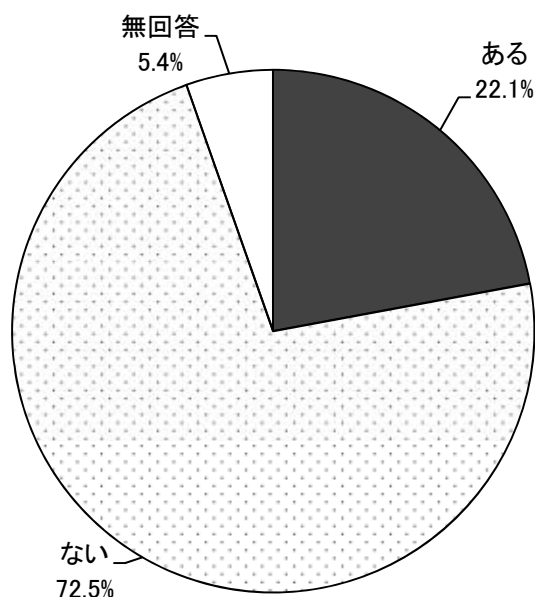
過去の市政アンケート調査の結果との比較



問2 あなたは、この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思うことがありましたか。(○は1つだけ)

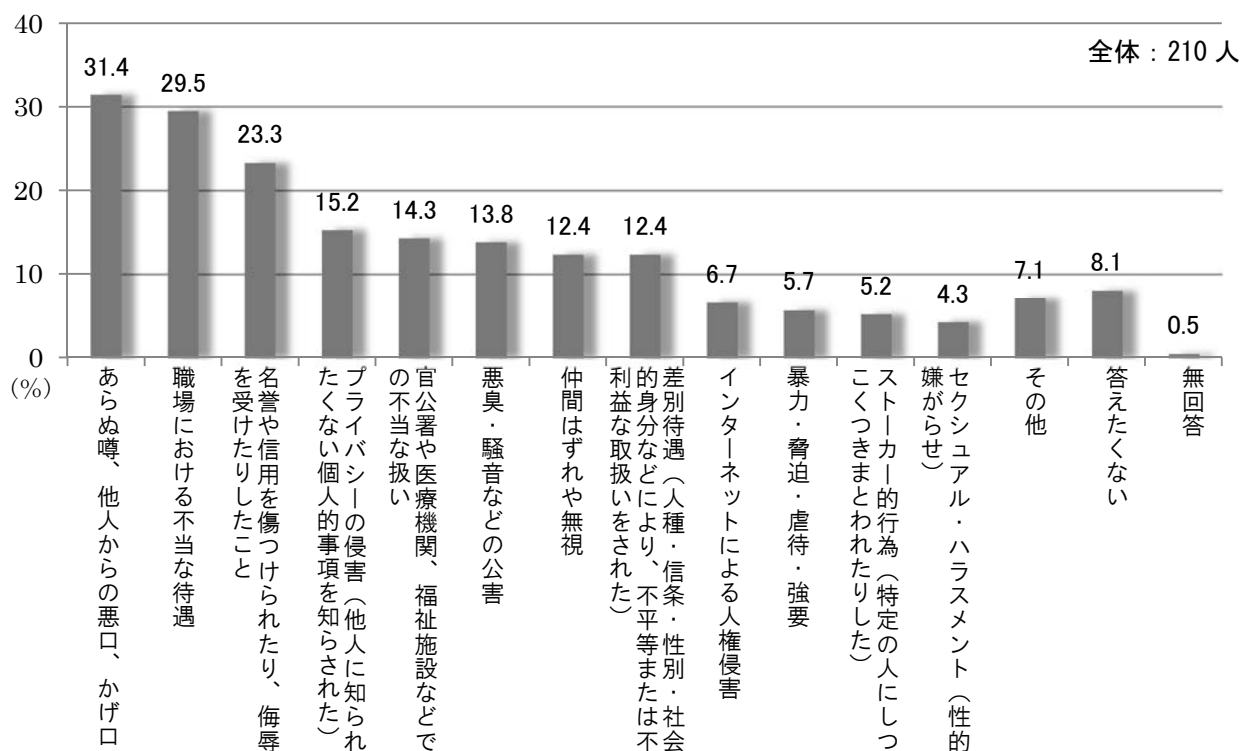
過去10年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがある人は約2割。

全体：951人



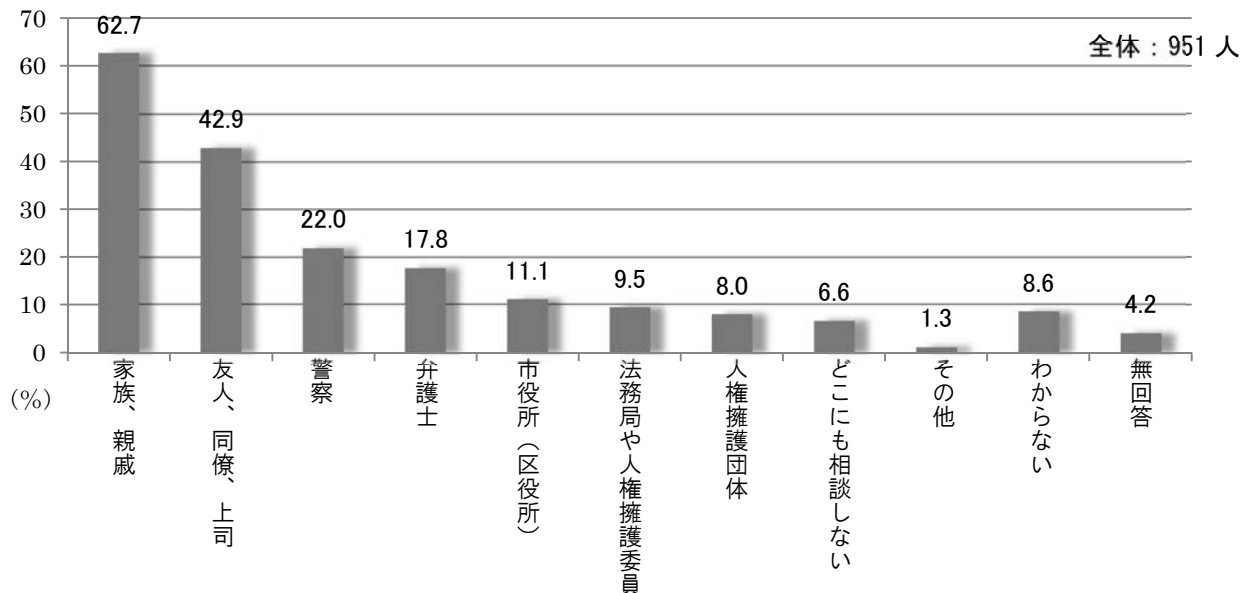
《問2で「ある」と答えた方におたずねします。》

問3 それがどのようなことであったか、差し支えなければお答えください。(○はいくつでも)



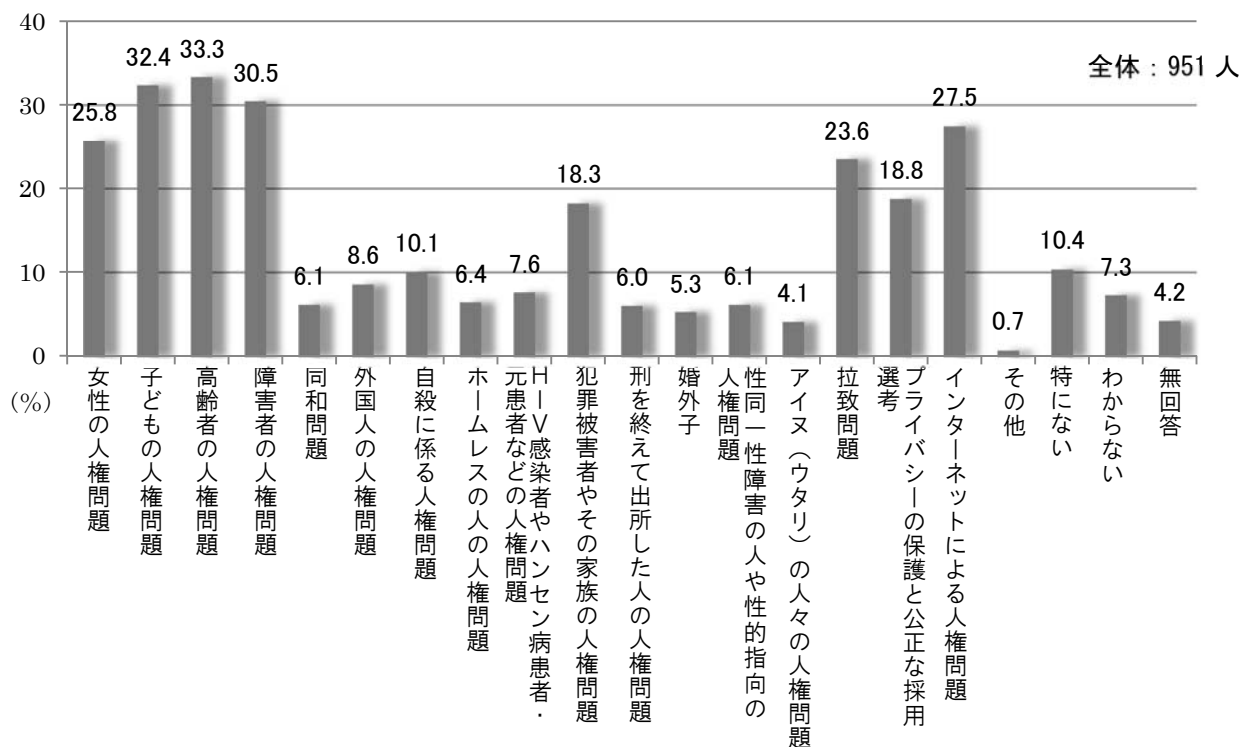
問4 あなたは、自分の人権が侵害されたと思った時、どちらに相談されますか。
(○はいくつでも)

人権侵害の相談先は、「家族・親戚」や「友人・同僚・上司」が多い。



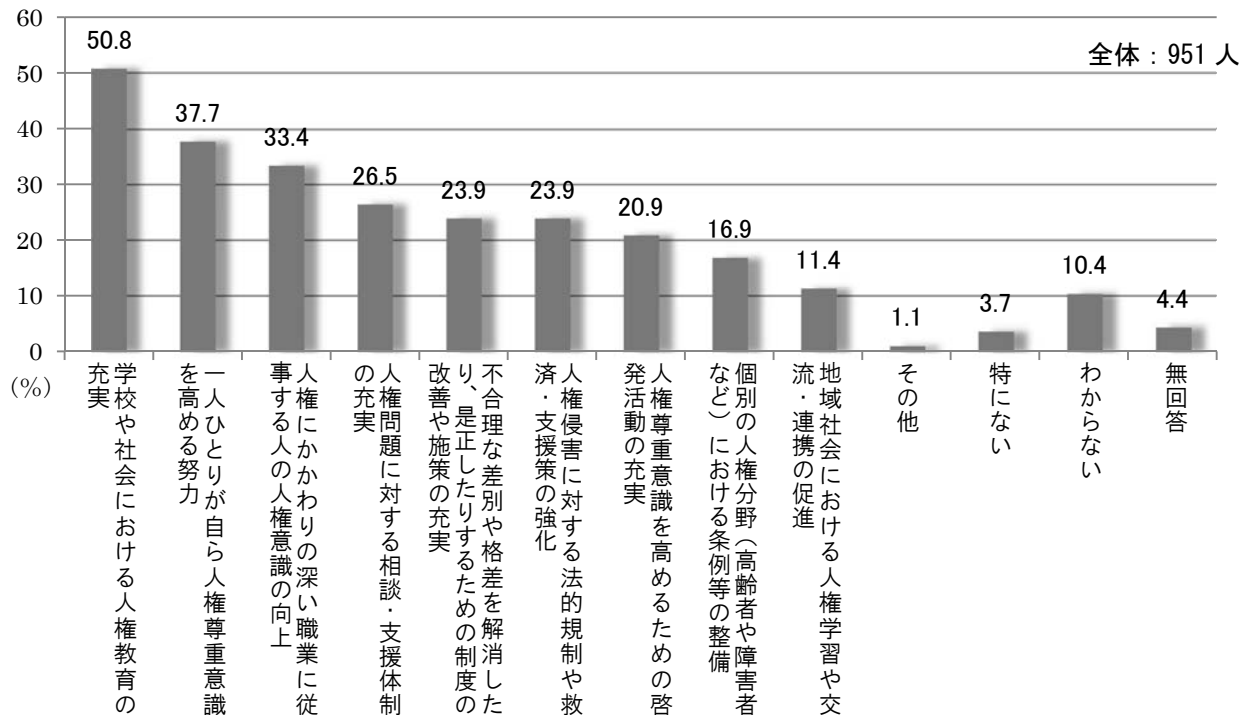
問5 基本的な人権にかかわる様々な問題がありますが、あなたは、どのような人権問題に関心がありますか。(○はいくつでも)

人権にかかわるさまざまな問題がある中で、「高齢者の人権問題」に関心がある人が最も多く、次いで「子どもの人権問題」、「障害者の人権問題」、「インターネットによる人権問題」となった。



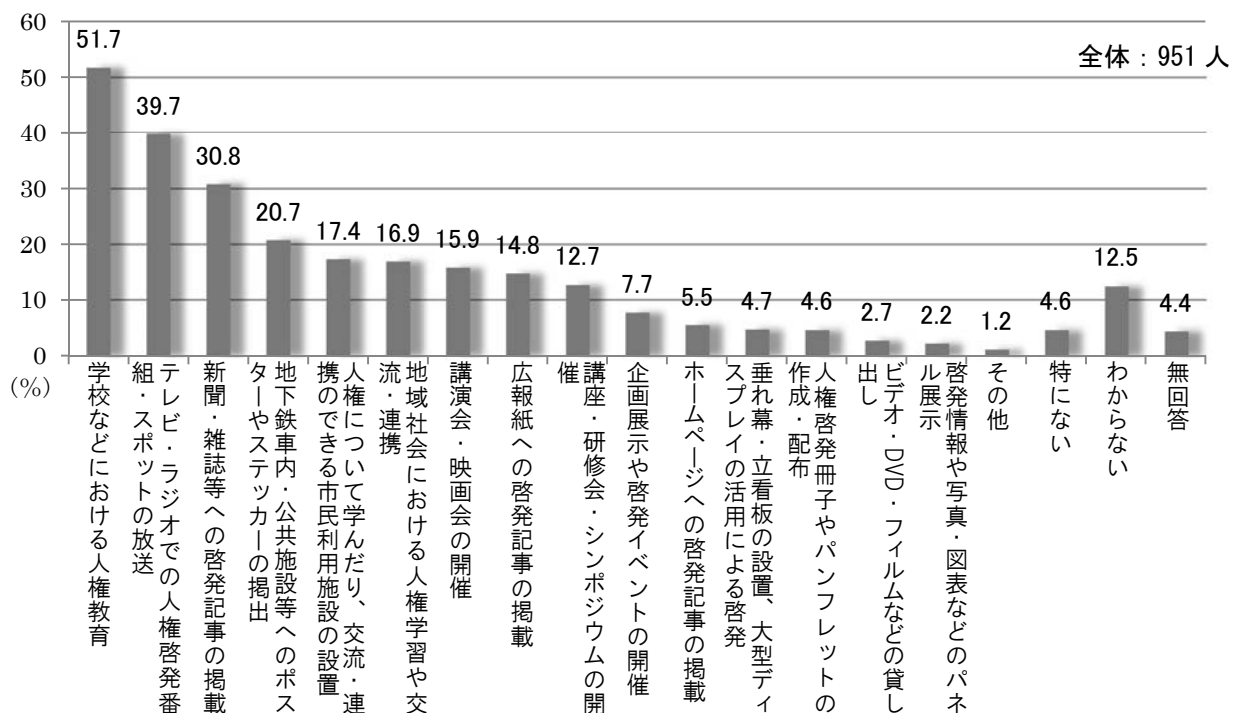
問6 あなたは、人権尊重の社会を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

人権尊重の社会を実現するためには、「学校や社会における人権教育の充実」が必要だと思う人が約5割。



問7 あなたが、人権尊重の理解を深めるために、特に効果的であると思われる啓発活動は何ですか。(〇はいくつでも)

人権尊重の理解を深めるための啓発活動として「学校などにおける人権教育」が最も多く、各種メディアを活用した広報活動が効果的であるとの回答も多い。



新なごや人権施策推進プラン(改訂版)

発 行 平成 26 年 3 月

編 集 名古屋市市民経済局人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話 052-972-2583 FAX 052-972-6453

e-mail a2580@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp